

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を算定する場合において、

市町村助成交付金の算定の基礎となる土地の価格を補正する必要があるため所要の改正を行う。